

1 開 会 14時00分

教育長から、「臨時代理報告第3号」「議題第7号」「議題第8号」については、人事に関するものであること、「議題第6号」「その他③」「その他④」については、後日公表されるものであること、「その他②」については、公開することで率直な意見交換が損なわれるものであることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和3年度5月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ、出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 臨時代理報告第2号 県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

松田委員

14ページの文化施設等の衛生環境改善事業の一番下のところに参考として、文化施設等の自動水栓化率が73.2パーセントから100パーセントと記載してありますが、この予算を使って、今年度中に100パーセントになるということによろしいですか。

生涯学習課長

今年度中に、5施設、112台を自動水栓化するというところでございます。

木村委員

11ページの「教育の情報化」のところで、各県立学校に「オンライン専用会議室」を設置すると記載されているのですが、各学校で空き教室の確保はできるのかという点と、どういったときにオンライン会議を開くのかという点について教えていただいてもよろしいでしょうか。

教育政策課長

県立学校にアンケートをとり、詳細な調査を行いました。その調査に基づきまして、会議室を設けることができると確認いたしましたので、このようなかたちで事業を実施することとなりました。会議室につきましては、教員と生徒どちらも使用いたします。教育委員会としましては、様々な会議のオンラインへの移行を進めている状態です。教員につきましては、働き方改革や移動時間の節約につながりますので、まず教員が使っていくことが大切だと思います。生徒につきましては、県内外、海外の学校との交流等に使用できると考えております。また、常時、機器が備えてあり、いつでも会議ができる状態に整え、情報の拠点として有効活用していきたいと考えております。

松田委員

16ページのチーム学校で子どもを支える教育相談体制推進事業の2の(4)②の教育相談窓口の充実のところではLINE相談期間を拡充とありますが、期間を教えてくださいてもよろしいでしょうか。

人権同和教育課長

当初は8月中旬から9月上旬の2週間としておりましたが、今回の補正で、8月中旬から来年の3月いっぱいまでの期間に拡充いたしました。

松田委員

相談できる時間帯は、学校が開いている時間と考えてよろしいですか。

人権同和教育課長

時間帯につきましては検討中ではありますが、昨年度文科省の研究事業であった時間帯、学校が終わった後の夕方5時半から9時を一つの例として考えております。

高木委員

16ページのチーム学校で子どもを支える教育相談体制事業についてなのですが、子どもの貧困や最近よく耳にするヤングケアラーの問題などがあると思います。私の周りにも、受験を控えているヤングケアラーの方がいらっしゃいますが、非常に深刻な問題だと感じております。コロナ禍以前もあったのかもしれませんが、突然始まる生理に対しての困惑等を学校に相談できないことも含め、いじめやネットトラブルが深刻です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員により生徒たちは相談しやすくなるのかもしれませんが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

人権同和教育課長

ヤングケアラーについてですが、スクールソーシャルワーカーとの関係が深いと思います。そのためスクールソーシャルワーカーにつきましてはスクールカウンセラーと同様にこれまでも増員に努めているところです。また、学校におきましては学級担任等による日頃の観察から、例えば着衣の汚れはないか、表情等から元気のない様子はないかなどの見届けを行っており、それらの情報をスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの関係者と共有しながら対処しているところであります。

島原委員

17ページのチーム学校で子どもを支える教育相談体制推進事業の③いじめ問題の解決に向けた支援チームの設置・派遣とありますが、緊急支援チームの方々の構成と派遣のタイミングについて教えてくださいてもよろしいでしょうか。

人権同和教育課長

構成につきましては、弁護士や教師、カウンセラーの方となっております。タイミングにつきましては、学校が非常に緊急を要する場合等に、支援の要望があり、その要望に応じまして、こちらのほうで構成メンバーを考え、派遣するという流れになります。

島原委員

緊急の場合ということで、タイミングが難しいと思うのですが、状況が悪化しますと、対応が難しくなると思いますので、派遣のタイミングを検討する必要があると思

いました。

人権同和教育課長

御指摘いただきましたように、学校がパニックを起こしている場合もございますので、その際にはこちらから緊急支援チームの派遣という制度があることを伝えております。タイミングにつきましては、緊張感をもって取り組んでいきたいと思っております。

松田委員

19ページの宮崎海洋高等学校実習船建造工事請負契約についてのところで、現船からの主な変更点の中に、男子のお風呂や洗面所、トイレの居住区の配置を改良とありますが、女子については、改良の必要はなかったということによろしいですか。

高校教育課長

男子の比率が多いため、男子のみ記載しております。新船につきましては、男女ともに、それぞれの部屋の区画を広げておりますので、男子だけ特別というわけではございません。

島原委員

9ページのPCR検査についてお伺いしたいのですが、県外会場に行った際は、自宅待機期間が3日間、時差登校、個別学習や自宅学習等をし、陰性確認後通常登校とあり長期間だと思います。オンライン等による学習保障と記載してありますが、どのような対応をとるのか教えていただきたいです。またどのくらいの期間を考えているのですか。

スポーツ振興課長

6月11日から全九州総体が始まっておりまして、約半数の生徒、監督がPCR検査を受けております。宮崎県に帰ってきた後の3日間の自宅待機につきましては、朝の会や帰りの会をオンラインで生徒の表情を見ながら担任が行い、課題等の確認も行っております。通常の授業を行っておりますので、授業をオンラインで行うところまではできておりませんが、生徒の健康状態の確認を行っております。3日間の自宅待機を経て検体採取を行います。当日にほとんど結果が出ております。次の日まで持ち越すことはほとんどありませんので、4日間の自宅待機となっております。

教育長

検査機関の御協力もいただいております。結果を早く反映できるようにしていただいております。全員陰性でありますので、安心材料の1つとなっていると思っております。

高木委員

PCR検査についてなのですが、全国大会の場合もあるのですか。

スポーツ振興課長

全国高校総体または全国高等学校文化祭、高校野球の全国大会、中学生の九州大会、全国大会等もございますが、宮崎県から派遣等を行う選手につきましては、総合政策課が、県をまたいだ往来に関するPCR検査事業を立ち上げております。それを活用できないか総合政策課に確認をとっているところでございます。県民の皆様も申し込んだら使用できるもので、公共交通機関を使えば無料、公共交通機関を使わない場

合も2分の1補助となっております。

木村委員

17ページのいじめ問題の解決に向けた緊急支援チームについてなのですが、警察関係者の方もいらっしゃるのですか。いじめの中には事件性や犯罪につながるものもあると思いますので、警察の方がいらっしゃったら、犯罪の抑止力になり、被害者も安心すると思うのですが、教えていただいてもよろしいでしょうか。

人権同和教育課長

警察OBにつきましては、県いじめ問題対策委員会のメンバーに入っているところではありますが、緊急支援チームは主に、生徒の心のケアがメインになりますので、カウンセラー等が配置されている状況にあります。

島原委員

19ページの海洋高校の実習船についてなのですが、第5代から第6代と新船に変わるということで、総額が23億5950万と初期投資がかなりかかっておりますが、今後の活用として、運行費の削減等はできるのではないのでしょうか。

高校教育課長

国際条約にあります脱硝装置の新設だけ記載しておりますが、委員がおっしゃったようなコストの問題についても、生徒や保護者、地域の方々へアピールしてまいりたいと思っております。

高木委員

10ページの「教育の情報化」の事業効果のところ、「誰1人取り残さない」と記載があり、とても心強いと思えました。取り残される可能性があるケースや予定していることなどを教えていただいてもよろしいでしょうか。

高校教育課長

公費で1人1台を準備することは難しいと思っておりますので、それぞれの家庭で持っているものを使用させていただくと考えたときに、低所得の御家庭等には、貸し出しができるように端末やルーター等を用意しているところでございます。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、報告のとおり承認とさせていただきます。

◎ その他① 令和3年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の実施方針について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、7月28日、水曜日、14時からとなっておりますので
よろしくをお願いします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。